

# (財)東華教育文化交流財団の

## 公益財団法人への移行認定さる

民法制定以来百年以上

を経ての初めての大改革

といわれる新しい公益法

人制度の施行に伴つて、

かねてより新しい公益財

団法人移行への申請準備

を進めていた財団法人東

華教育文化交流財団(江

洋龍理事長)では、一年

有余の準備を経て、去る

七月十三日に内閣府公益

認定等委員会に公益財団

法人への移行申請を行つ

た結果、申請から僅か二

カ月余の去る九月二十八

日、菅直人内閣総理大臣

より公益財団法人の認定

書が交付され、十月一日

に公益財団法人としての

登記を完了した。

新しい公益法人制度は

民間非営利部門の活動の

健全な発展を促進し、現

行の公益法人制度の様々

な問題に対応するため、従来の主務官庁による設立・認可制度を改め、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人を認定する制度。

東華教育文化交流財団

は一九八八年八月二十四

日、東京華僑總会の発起

と三億円の基金提供によ

り、文部省(現文部科学

省)の認可を得て設立さ

れたもので、陳焜旺初代

理事長(現東京華僑總会

名誉会長)を中心、日

本の友人の協力のもと、

設立以来二十二年間、中

国人留学生及び訪中留学

生に対する奨学援助事業

並びに日中間の教育學術

文化交流事業に対する助

成金支給事業を進め、成

果をあげてきた。

新しい公益財団法人の

認定を受け、同財團と

東京華僑總会は十月十六

日、設立以来の関係者を招いて報告会を開いた。

また、同月二十一日の東

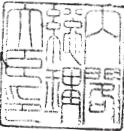
京華僑總会の理事会にもこの朗報が報告された。



府 益 担 第 2 9 3 5 号  
平成 2 2 年 9 月 2 8 日

財団法人東華教育文化交流財団  
江 洋 龍 殿

内閣総理大臣  
菅 直 人



認定書

平成 2 2 年 7 月 1 3 日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 1 8 年法律第 5 0 号)第 4 4 条の規定に基づき、別紙のとおりの公益財団法人として認定する。

財団法人東華教育文化交流財団を「公益財団法人として認定する」との菅直人内閣総理大臣より交付された認定書